

○結城市エコ・ショップ制度実施要項

平成8年12月19日

告示第91号

改正 令和3年3月18日告示第44号

(目的)

第1条 この告示は、市内において、環境にやさしい商品の販売や、ごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗をエコ・ショップとして認定し、広く市民にPRすることにより、市民と事業者の連携のもと、循環型社会の構築に向け、環境にやさしいライフスタイルを確立することを目的とする。

(認定対象店)

第2条 エコ・ショップとして認定する店舗は、次の各号に掲げる取組のいずれかを実施している市内の小売店舗とする。

- (1) 環境にやさしい商品（エコマーク商品、再生品、リターナブル容器入り商品等）の積極的な販売
- (2) 環境にやさしい商品コーナーの設置
- (3) 包装紙の簡素化や無包装化の呼びかけなどの簡易包装の推進
- (4) レジ袋の削減のための買い物かご等の促進
- (5) 取扱商品の修理等の実施
- (6) 広告チラシ等への再生紙の使用
- (7) 空き缶の店頭回収の実施
- (8) 空き瓶の店頭回収の実施
- (9) 紙パック容器の店頭回収の実施
- (10) トレーの店頭回収の実施
- (11) ペットボトルの店頭回収の実施
- (12) その他ごみ減量化・リサイクル活動等環境に配慮した取組で市長が認めるもの

(認定申請)

第3条 エコ・ショップの認定を希望する小売店舗は、エコ・ショップ認定申請書（様式第1号）を、市長へ提出するものとする。

2 申請書は、各店舗ごとに提出するものとする。

(認定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、第2条の要件を満たしていると認めたときは、当該店舗をエコ・ショップと認定し、エコ・ショップ認定

証（様式第2号）と認定ステッカーを交付するものとする。

（エコ・ショップシンボルマークの利用）

第5条 エコ・ショップの認定を受けた小売店舗（以下「エコ・ショップ」という。）は、そのシンボルマークを利用した広告を行うことができる。

（協力内容等）

第6条 エコ・ショップは、第2条に掲げる取組のうち、当該認定に係る取組以外の取組にも積極的に努めるものとする。

（変更届）

第7条 エコ・ショップは、店舗名、取組内容等に変更があった場合は、遅滞なくエコ・ショップ変更届出書（様式第3号）を市長に届け出るものとする。

（認定の有効期間）

第8条 認定の有効期間は、認定を受けた日から3年間とする。

（認定の更新）

第9条 認定の更新を希望するエコ・ショップは、有効期間満了30日前までに、エコ・ショップ認定更新申請書（様式第4号）にエコ・ショップ認定書を添えて市長に提出するものとする。

2 前項の更新申請書の提出を受けた市長は、その内容を審査し、第2条の要件を満たしていると認めるときは、第4条の例によりエコ・ショップ認定書を交付するものとする。

3 第5条から前条まで並びに次条及び第11条の規定は、前項の規定により認定の更新を受けた場合について準用する。

（取組実施の要請及び認定の取消し）

第10条 市長は、その認定条件となった取組を実施していないエコ・ショップに対し、取組の実施を求めることができる。

2 市長は、前項の求めに応じないエコ・ショップに対して、認定の取消しをすることができるものとする。

（辞退届）

第11条 エコ・ショップの認定を辞退したい小売店舗は、エコ・ショップ辞退届出書（様式第5号）にエコ・ショップ認定書を添えて市長に提出するものとする。

（施策の推進）

第12条 市長は、当該制度を市民等に周知するための施策を実施するとともに、エコ・ショップへの支援に努めるものとする。

2 市長は、当該制度を適正かつ円滑に運営するための体制の整備に努めるものとする。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年3月18日告示第44号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際に現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。